

支援物資供給の手引き

II. 事前準備編

第1版

平成25年9月

国土交通省 国土交通政策研究所

事前準備編 目次

第1章	事前準備編の使い方	1
第2章	体制の構築	2
第1節	支援物資供給体制の重要性	2
第2節	地方公共団体に必要な役割	2
第3節	担当部署、担当者の設定	4
第4節	自治会などの住民組織との役割分担設定	4
第5節	民間企業などの他主体との役割分担の設定	5
第6節	他業務の同時実施と業務継続計画の必要性	5
第3章	関係機関との協定の締結	7
第1節	協定締結の重要性	7
第2節	他の地方公共団体との支援物資に関する協定	9
第3節	物流業界団体や物流企業との協定	9
第4節	物資提供を依頼する企業との協定	10
第5節	都道府県が締結した協定の市町村での活用	12
第6節	協定がない場合の対応	12
第4章	施設・設備及び備品の準備	13
第1節	施設・設備及び備品の準備の重要性	13
第2節	物資拠点（集積所）の確保	13
第3節	物資拠点の設営準備	14
第4節	必要物資の備蓄の確保	15
第5章	災害時の物資供給オペレーションの設計	18
第1節	災害時のオペレーションの重要性	18
第2節	担当者ごとのオペレーションの設計	18
第3節	情報伝達・情報共有の方法設定	18
第4節	発災時のプッシュ型の支援物資供給への対応	18
第5節	地方公共団体から被災地への物資提供	19
第6章	維持管理・改善	20
第1節	定期的な確認が必要な項目	20
第2節	維持管理・改善の方法例	20

第1章 事前準備編の使い方

- 事前準備編は、災害時に早急に支援物資の受入・供給体制を立ち上げ、支援物資に関する業務を円滑に取り組むための、事前準備事項をまとめたものです。
- 平時から本編に記載されている内容について取り組むことで、発災直後の混乱を回避することが期待されます。
- 地方公共団体のご担当者は、本編を早めにご一読いただき、災害時の支援物資供給に向けた準備に取り組まれることをご検討ください。
- なお、災害時の支援物資供給体制の準備は、それ単独で出来るものではありません。地方公共団体において発生が想定される災害の種類や規模、支援物資に関係する施設や情報通信機器の整備状況、組織や体制の構築状況、協定の災害時の関係者との検討状況などを踏まえつつ、業務継続計画（BCP）や各種防災計画などとの調和を図りながら検討を進めることが大切です。

第2章 体制の構築

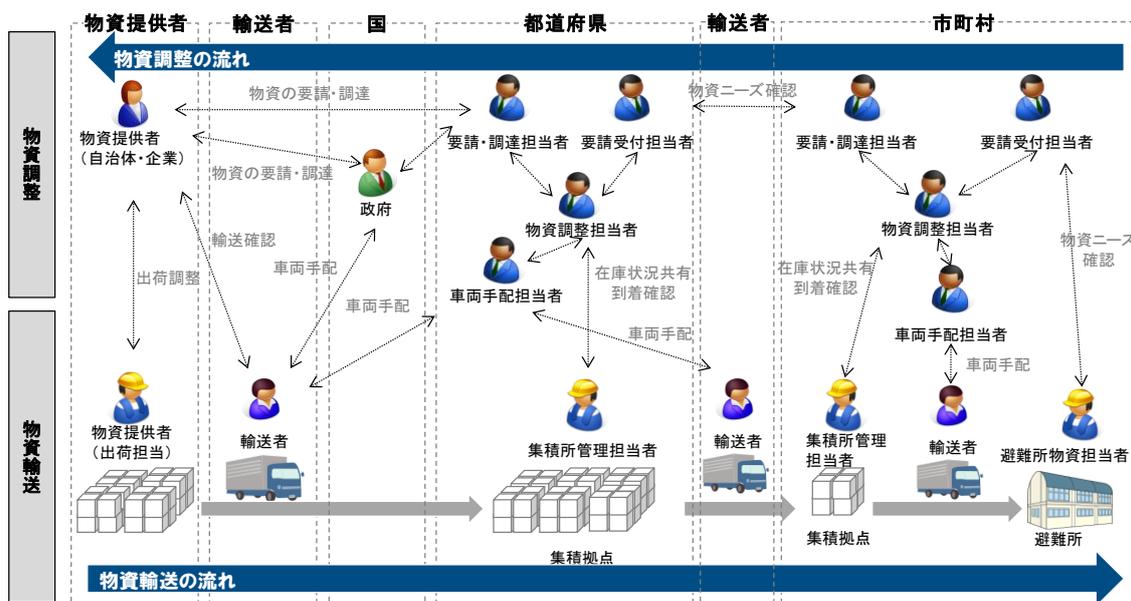
第1節 支援物資供給体制の重要性

- 支援物資供給の体制構築では、担当者レベルまで事前に決定することで災害時に大きな混乱なく物資の供給が可能になると期待されます。
- 防災訓練などで実際に割り当てられた役割を実施してみることが有効です。業務編の業務プロセスや担当者の役割を参照し、担当者レベルまで設定することが効率的な支援物資供給には不可欠です。

第2節 地方公共団体に必要な役割

- 支援物資を円滑に被災者に届けるために、各地方公共団体では地域防災計画において「物資班」などの支援物資の供給業務を担当する組織を定義していることがあります。その組織の体制は地方公共団体の組織体制に応じて異なりますが、以下の役割が求められます。

主体名	業務内容の定義
避難所物資担当者 (市町村のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所で、到着貨物の荷降ろし、避難者への配布などの業務を行う ● 避難所での物資ニーズを把握し、本庁へ連絡する ※自治会などの住民組織やボランティアなどに実務を委託することは可能ですが、物資数量のなど管理業務は地方公共団体で行ってください
要請受付担当者 (都道府県・市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所（または市町村）からの物資の要請を受け付ける ● 要請を取りまとめ、物資調整担当者に伝達する
物資調整担当者 (都道府県・市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ● 物資の調達、提供判断を行い、支援物資供給の中心的な役割を果たす ● 避難所（または市町村）の要請に基づいて物資の配送を指示する ● 不足物資を把握し、要請・調達担当者などに報告する ● 物資の供給履歴を管理し、費用の支払い担当部署に連絡する ※地方公共団体の規模によっては、別途統括責任者を配置することもある
要請・調達担当者 (都道府県・市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業・他の地方公共団体・国に必要物資・不足物資の供給を要請する ● 企業・他の地方公共団体からの物資提供の申し出を受け付ける
車両手配担当者 (都道府県・市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸送を委託する物流事業者に車両の手配を依頼する ● 輸送手配の結果を集積所管理担当者に伝達する
集積所管理担当者 (都道府県・市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県の集積所（1次集積所）や市町村の集積所（2次集積所）で、到着貨物の入庫・保管や、避難所などへの出荷などの業務を行う ● 受入れた物資の数量、また、在庫量を管理する ● 集積所の物資在庫を定期的に物資調整担当に報告する



注) 物資提供者からの物資輸送は直接、避難所に届けられることもある。

- 後述の業務継続計画との整合性を図ったうえで、必要となる担当者（役割）を充足できるよう、体制を事前に検討しておくことが重要です。
- 全ての担当者（役割）を地方公共団体の職員のみで充足するのか、あるいは住民組織に協力を要請することで、また、物流の業界団体や物流事業者などと業務の委託や担当者の派遣について協定を締結することによって充足するのか、様々な事態を想定して準備しておきましょう。

【参考：新潟県の例】

新潟県では、地域防災計画上の災害対策本部の体制構築において、各班を部署横断的に構成させることで支援物資を円滑に被災者に届けることを目指しています。

○新潟県災害対策本部食料物資部の役割

<食料班>

- ・市町村からの食料供給応援要請の受付及び把握
- ・食料供給に係る協定締結団体等への要請
- ・自衛隊及び日本赤十字社に対する食料品の供給又は炊き出しの要請 等

<救援物資班>

- ・市町村からの食料供給応援要請の受付及び把握
- ・生活必需品等供給に係る協定締結団体への要請
- ・日本赤十字社、生活必需品販売者に対する生活必需品等の供給要請
- ・生活必需品等及び義援物資等に係るニーズの報道提供
- ・県備蓄物資の供給の決定及び指示 等

＜輸送調整班＞

- ・食料物資、要員等の緊急輸送手段及び輸送経路の決定
- ・食料物資の輸送に係る車輛船舶等の調達斡旋、食料物資の航空輸送の調達手配
- ・トラックターミナルの確保
- ・食料物資の一時集積所及び輸送中継基地の確保
- ・輸送中継基地と避難所との食料物資要望状況等の連携
- ・輸送先別の仕分け 等

第3節 担当部署、担当者の設定

- 第2節で述べた各役割について、それぞれ担当部署と担当者を設定しておくこと、災害時に速やかに支援物資供給業務を開始することができます。
- 部署だけでなく、担当者を設定しておくことで、災害時にスムーズに業務を開始することができます。
 - 担当者は兼務でも構いませんが、各役割が滞らない分担とすることが重要です。特に発災直後は、多くの避難所からの物資供給の依頼が集中して支援物資業務の負荷が特に大きくなるので、その時期は専任とすることをお勧めします。
- 担当者が異動などによって担当者から外れる際や、担当者の引越などで担当業務遂行が困難になってしまう際は、後任の担当者の選定を速やかに行いましょう。
 - 集積所や避難所の担当者については、自宅の引越などによって参集場所から遠くなり、災害時に駆けつけることが困難になってしまう場合があります。
- 設定した担当者が被災することも想定されます。業務継続計画(BCP)などと整合性を図りながら、様々な事態を想定し準備しておくことが重要です。
- それぞれの地方公共団体には様々な事情があり、部署や役職に紐づけるのか、自宅の位置などで個人に紐づけるのか、といった考え方の違いも出てきます。これらを踏まえて体制や担当者を決定することが有効です。

第4節 自治会などの住民組織との役割分担設定

- 災害時に自治会や自主防災組織と連携して支援物資供給を行うことを計画している場合は、住民組織と事前に調整し、住民組織の担当業務の種類、範囲（行政との役割分担）を明確にした上で、住民組織側の担当者を決めてもらい、行政もそれを把握しておくこと、災害時に速やかに支

援物資供給業務を開始することができます。

- 住民組織の役割例：避難所ニーズ把握、避難所での物資受取、被災者への配布または配布の差配など
- 担当者となる住民の方も被災者であり、予定していた作業を行えない可能性もあります。住民組織側の担当者は複数設定しておくことをお勧めします。
- 災害時は、通常の通信手段が使えない可能性もあります。住民組織側の担当者との連絡手段についても、確認をしておくことが有効と考えられます。また、自主防災組織は地元地域に密着しており、地方公共団体担当者では把握しきれないリスクや危険箇所などの情報を持っており、連携を緊密にすることで発災時に円滑な運営が期待できます。
 - ニーズ情報の把握については、当手引きのツール（帳票）のご利用をご検討ください。その場合、平時から訓練などの場でツールの記入の仕方や、情報の連絡方法などについて確認しておくことで、発災時に円滑な業務運営が可能となります。
 - ツール（帳票）は、発災後の電力、情報通信の途絶を考慮して、あらかじめ住民組織の方に手渡しておくことが有効です。

第5節 民間企業などの他主体との役割分担の設定

- 支援物資供給は、地方公共団体だけでなく、物資を提供する民間企業や集積所の管理を支援してくれる倉庫事業者、集積所や避難所までの輸送を支援してくる運送事業者などの力を借りることが有効であり、大きな災害が発生した場合には、積極的に委託を考慮することが不可欠といえます。協定などを活用して事前に役割分担を検討しておきましょう。
- 加えて発災直後には、県や国の要請を受けて、自衛隊がこれらの対応を支援してくれる場合もあります。ただし、自衛隊は最も期待される人命救助活動になるべく特化できるよう、被災地の地方公共団体としても、できる限り早期に民間企業などの力も借りて支援物資の供給体制を整え、自衛隊から業務を引き継げるようにしていく必要があります。

第6節 他業務の同時実施と業務継続計画の必要性

- 災害発生直後、支援物資供給の業務を実施するためには、地方公共団体において業務が実施できる体制と資源が必要です。また、地方公共団体には、その他にも膨大な災害対応業務の実施が求められます。

- さらに、地方公共団体の本来業務も一部は災害直後から必要であり（福祉サービスなど）、復旧の時間軸に沿って再開が必要な業務が増加していきます。
- そこで、災害直後に必要なこれらの業務を実施できる体制や資源を確保するため、各地方公共団体は、業務継続計画（BCP）を策定しておくことが重要です。その中で、支援物資の供給を含めた災害時に不可欠な業務がそれぞれ実施できるよう、整合のとれた準備を計画します。
- 具体的には、担当する人員（指揮命令系統を含む）、通信手段、電力、機材、スペース、連絡先情報、住民情報などの必要な資源について、喪失をできるだけ防ぎ、バックアップや追加的な確保などを図ります。また、災害直後の対応体制、役割分担、支援受入体制なども定めます。
- BCPの策定方法については、例えば内閣府の「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」に詳細がまとめられています。（http://www.bousai.go.jp/jishin/gyomukeizoku_chihou/index.html）

第3章 関係機関との協定の締結

第1節 協定締結の重要性

- 協定を締結しておくことで、災害時に迅速に支援を要請することができます。
- 災害時は、被災者救援や支援物資受入などの災害対策体制の混乱が起こりがちで、多大な労力が必要とされます。協定を結び、発災時の役割分担や情報共有方法などがあらかじめ定めておくことで、速やかに体制を立ち上げることが可能となります。
- 協定相手先としては、周辺の地方公共団体、姉妹都市、防災協定都市、物資を円滑に輸送または保管するための運送事業者や倉庫事業者といった物流事業者、物資の提供を依頼する企業が想定されます。
 - 災害時に地方公共団体職員は様々な業務を行わねばならないこと、地方公共団体職員は物流の専門家でないことから、円滑な供給業務を行うには輸送や保管、荷役などの業務ごとの専門家（輸送におけるトラック協会や運送事業者、保管や荷役における倉庫協会や倉庫事業者など）の支援が得られる協定の締結が有効と考えられます。

【参考：東日本大震災時の物流事業者の協力事例】

【都道府県レベル】

- 岩手県、宮城県ともに災害時で行政機能が混乱する一方で、全国から大量に支援物資が届く事態が発生し、県職員だけの支援物資供給業務は困難となり、物流専門家の協力を得ることにしました。
 - 岩手県では岩手県トラック協会が、宮城県では宮城県倉庫協会が中心となって業務を支援しました。
- 物流専門家は、大量の支援物資を集積所に一時保管するためのレイアウト設計、円滑に市町村に配送するための荷物の仕分、出荷作業、輸送手配、といった点で大きく貢献しました。

※震災時の岩手県トラック協会の取り組みについては、全日本トラック協会 Web ページでも公開されています。

http://www.jta.or.jp/coho/dvd/higashinohon_daishinsai.html

【市町村レベルでの例】

- 宮城県気仙沼市や石巻市などでは、職員も大きく被災した中で、支援物資供給業務の戦力不足を補うために、宅配事業者の支援を受け入れました。
- 宅配事業者は、地方公共団体の集積所の運営や、避難所等への支援物資の配達業務や配達の際のニーズ把握といった点で大きく貢献しました。

【参考：長野県上田市の災害時応援協定にみる支援物資に関わる協定事例】

【 <http://www.city.ueda.nagano.jp/hp/soumu/0110/20100218185259205.html>】

- 1) 県内市町村（相手方：長野県内全市町村）
 - 長野県市町村災害時相互応援協定
- 2) 姉妹都市（相手方：鎌倉市、上越市、豊岡市、九度山町、練馬区）
 - 災害時における相互応援に関する協定
- 3) 防災協定都市（相手方：上尾市、沼津市）
 - 災害時相互応援に関する協定
- 4) 物資調達に関わる協定
 - 災害時における必要物資の調達に関する協定
相手方：信州うえだ農業協同組合
 - 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
相手方：生活協同組合コープながの
 - 災害時における物資供給の協力に関する協定書
相手方：NPO 法人コメリ災害対策センター
 - 災害時における飲料水の供給に関する協定書
相手方：北陸コカ・コーラボトリング株式会社
 - 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
相手方：上田卸商業協同組合
 - 災害時における飲料水の供給に関する協定書
相手方：信越ペプシコーラ販売株式会社
 - 災害時における生活物資の供給協力に関する協定
相手方：株式会社カインズ
 - 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定
相手方：イオンリテール株式会社
 - 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定
相手方：上燃株式会社
- 5) その他（支援物資供給に関連するもの）
 - 災害時における郵便局と上田市の協力協定
相手方：郵便事業（株）上田支店（旧上田市内郵便局）

第2節 他の地方公共団体との支援物資に関する協定

- 一般には、友好都市の提携関係にある地方公共団体、産業や観光などの地域振興の面で協力関係にある地方公共団体間で、災害時の支援物資に関する協定も締結されることが多いようです。
- 災害時の支援物資については、災害想定において、自らの地方公共団体の被災と同時に被災しない地方公共団体と協定を結ぶと、効果的です。
- 協定の内容は地方公共団体の状況によって異なりますが、備蓄物資の提供、職員の派遣といった内容が一般的です。
 - ただし、災害時は備蓄物資の提供に比べて職員派遣には時間がかかることがあるので、その点はあらかじめ見込んで体制を構築しておく必要があります。
- 協定の締結先とは、定期的に担当者間でコミュニケーションを図る場を用意しておくこと、災害時に協力体制構築がしやすくなります。
- 災害時には地域内の物資拠点が被災により使用できなくなったり、人員などが不足することも考えられます。近隣の地方公共団体の物資拠点を活用できる協定を締結し、発災時に運用することも検討してください。

第3節 物流業界団体や物流企業との協定

- 支援物資供給を行うためには、次表に示す各機能が必要になります。それぞれの機能の実施方法について検討し、必要に応じた協定を締結することが重要になります。
 - 協力の得やすさの点で、地域内や近隣の団体や企業と協定を結ぶことが有効ですが、当該の団体や企業が被災することも想定されることから慎重に判断する必要があります。
 - 学校、公園、体育館、庁舎などの施設だけでは収容スペースが足りなくなったり、床面の強度が不足しているなど荷物の取扱に向いていなかったりする可能性があります。民間倉庫の活用も可能とするよう協定も締結しておくことが有効と考えられます。
 - ◇ ただし民間倉庫には通常営業貨物があるので、災害時に確保可能なスペースについて、発災時でなければ分からない場合がある点に留意する必要があります。
- 災害対策本部に連絡要員を派遣してもらえるようにしておき、各地からの物資受入時にどの集積所で受け入れるか、どの集積所で在庫管理をするかなどの差配に倉庫の専門家のアドバイスがもらえるようにしてお

くと、より効率的な支援物資供給ができます。

- 協定の締結先とは、定期的に担当者間でコミュニケーションを図る場を用意しておくこと、災害時に協力体制構築がしやすくなります。

【支援物資供給に必要な機能】

機能	概要	関係者	場所・備考
入荷	● トラックなどで輸送された支援物資を集積所や避難所で受取り、検品・検数、保管場所への移動を実施する。	地方公共団体が主たる実施者。 実作業は地方公共団体から委託された倉庫協会や倉庫事業者などが担当することもある。	集積所・避難所 (物資によってはフォークリフトなどの荷役機器が必要となる。)
保管	● 入荷した支援物資を出荷指示まで管理する。 ● 被災者のニーズに合わせて物資が提供可能となるように品目別の数量を常時把握するとともに入荷日や出荷日を管理する。		
出荷	● 保管されている支援物資を、送り先別に仕分けてトラックなどに積み込む。		
輸送	● 物資提供者の拠点や集積所といった場所から目的地である集積所や避難所へと支援物資をトラックなどで運ぶ。	地方公共団体や物資提供者からの委託されたトラック協会や運送事業者が実施する。	物資提供者の出荷場所、集積所

【参考：兵庫県と兵庫県倉庫協会との協定例】

(物資の保管等に関する要請)

第2条

2 甲は、物資の保管等を実施する上で、必要と認めるときは、別記第2号様式により乙に対し、物資の保管等に関する助言等を行う関係者の派遣を要請する。

(保管及び派遣の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、可能な限りこれに協力し、物資の保管等に関する助言等を行う関係者の派遣を行うものとする。この場合において、乙は物資の保管を乙の指定する会員事業者（以下「乙会員事業者」という。）に行わせるものとする。

第4節 物資提供を依頼する企業との協定

- 一般的には、生活必需品を扱う企業（スーパーやホームセンターなど）を対象に協定を締結します。

- 協力の得やすさの点で地域内や近隣の団体や企業と協定を結ぶことは有効ですが、当該の団体や企業が被災することも想定されることから慎重に判断する必要があります。
- 物資提供企業との情報共有を円滑に行えるように、連絡手段や使用フォーマットも定めておくと便利です。
 - 「Ⅲ.支援物資業務の手引き」が参考になります。
- 協定の締結にあたっては、物資の提供のみならず、地方公共団体の指定する場所までの輸送も協定内容に含めることができると、輸送手段の手配を地方公共団体職員が直接行う必要は無くなります。ただし、輸送の手配を同時に行えない場合も多く、災害時に民間企業自らでは輸送の手配ができなくなる場合があることも考慮しておく必要があります。
- 協定の締結先とは、定期的に担当者間でコミュニケーションを図る場を用意しておく、災害時に協力体制構築がしやすくなります。

【参考：新潟県（甲）とファミリーマート（乙）との協定例】

第4条 甲は、あらかじめ物資を受領する避難所指定し、乙は甲が指定する避難所まで運搬し、甲又は甲が指定する者に物資を引き渡まで運搬し、甲又は甲が指定する者に物資を引き渡まで運搬し、甲又は甲が指定する者は、物資の種類及び数量を確認し、適正と認めるときはこれを受領するものとする。

【参考：上田市（甲）と信州うえだ農業協同組合（乙）との協定例】

（市の要請）

第1条甲は、災害時における応急対策等に必要があると認めるときは、乙に対して物資の調達を要請できるものとする。

（物資の調達範囲）

第2条物資の調達範囲については、甲が指定し、乙は甲の要請に可能な限り協力するものとする。

（要請方法）

第3条第1条の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは口頭によることができるものとする。

（物資の価格）

第4条調達物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資の引取り）

第5条物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

（代金の支払）

第6条甲が引き取った物資の代金は、乙の提出する請求書の内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

第5節 都道府県が締結した協定の市町村での活用

- トラック協会、倉庫協会などの都道府県単位の業界団体との協定については、全ての市町村が締結することは非効率な面があると考えられます。都道府県が代表してこれら業界団体と協定を締結し、その内容を市町村にも適用できるようにしておくこと、広く効率的に事業者の協力を得やすくなります。
- 市町村は都道府県に対し、協定の内容と市町村への適用について、平时に確認・調整をしておきましょう。
- 都道府県は、市町村から協定の適用を求められる可能性があることに留意し、協定の締結や内容の見直しを適宜行いましょう。

第6節 協定がない場合の対応

- 想定される被害をもとに事前に関係者と協定を事前に締結することが望ましいものの、被害の規模や、協定先の被災状況など、事前に想定できない事項も多数あります。協定先との支援物資供給で不十分な場合には、適宜他の地方公共団体や民間企業に支援を要請することも重要です。

第4章 施設・設備及び備品の準備

第1節 施設・設備及び備品の準備の重要性

- 災害が起きてから物資拠点などを準備するのでは、連絡や調整に時間がかかり、支援物資の円滑な供給に支障をきたす可能性があります。平時から物資拠点などは設定しておきましょう。
 - 倉庫協会や倉庫会社との協定で民間倉庫を物資拠点として設定することも可能ですが、平時には営業倉庫として利用されることから発災時に十分なスペースが確保できるかどうか留意が必要です。
 - 設定された物資拠点については、平時から設営準備をしておく、災害時に速やかに拠点設営ができるようになります。
- 被災時には遠方からの緊急物資はすぐには届きません。内閣府などは、3日間分の食料などを被災地内に備蓄することを求めており、被害想定などを勘案しながら、必要な数量を事前に準備する必要があります。

第2節 物資拠点（集積所）の確保

- 災害の種類（地震の種類、風水害など）とその規模によって被害状況が大きく異なることが想定される場合は、起こりえるそれぞれの災害を考慮して拠点を分散して複数確保しておくことより実効性が高まります。
- 物資拠点は、以下の点に留意して設定すると効果的です。
 - 可能な限り大規模な拠点到に集約すること
 - ◇ 拠点は少ないほうが、在庫管理などが容易になります。
 - 可能な限り被災地に近い被災地外に物資拠点を設けること
 - ◇ 他の地方公共団体との協定において、物資拠点の貸借についても検討しておくことをお勧めします。
 - 次表に示す設備や機能を有していること
 - ◇ 物資の受け入れや避難所への出荷が円滑になります。
 - 備蓄倉庫を集積所に設定する場合には、受け入れられる物資量などのくらいあるのかは確認すること
 - 学校を物資拠点到に設定する場合は、スプリンクラーなど校庭の設備状況や、避難所としての利用の有無も考慮すること
- 学校、公園、体育館、庁舎などの公共施設だけでは収容スペースが足りなくなったり、天井高や床面の強度が不足しているなど荷物の取扱に向いていなかったりする可能性があります。民間倉庫の活用も可能とする

よう協定も締結しておくことが有効と考えられます。

- ただし民間倉庫は通常営業貨物が入っているため、災害時にどの程度スペースを確保できるかは発災時でなければ分からない場合がある点に留意する必要があります。

地方公共団体 内での位置	<ul style="list-style-type: none"> ● 物資拠点が担うエリアの大きさや対応する人数などを踏まえて、拠点数や規模を決定すること ● 輸送先である避難所の分布からみて良好な位置であること ● 想定される被災規模に対して、物資拠点の立地場所やその周辺が十分な耐震性を有し、液状化や浸水リスクが低いこと
周辺の道路環 境	<ul style="list-style-type: none"> ● 高速道路などの幹線道路とのアクセスが良好であること ● トラックの通行が可能な拠点周辺の道路であること
スペース	<ul style="list-style-type: none"> ● トラックから荷降ろしできるスペースや、仕分スペースが確保できること（入荷と出荷で出入口が分かれることが望ましい） ● 物資の品目によっては、ある時期から出荷が止まり滞留する可能性があり、保管するにあたって十分なスペースがあること ● 物資拠点内のトラックの経路を検討し、無駄なく移動できること
耐荷重	<ul style="list-style-type: none"> ● フォークリフトなど荷役機器での作業が可能な天井高や耐荷重があること（一般的な物流倉庫では、1.5 トン/㎡程度の床面荷重）
設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋根があること（難しい場合は、別途テントなどの準備が望ましい） ● 電源があること（非常用電源があることが望ましい） ● FAX などの通信機器がある、または配備できること

第3節 物資拠点の設営準備

- 設営準備として行っておくと便利なものとしては、拠点内ロケーションの設定が挙げられます。具体的には次表に示す各エリアについて、物流業界団体や物流企業といった倉庫の専門家の協力を得て検討しておく、より実効性の高い準備を整えることができます。
- 各エリアの設定時にはトラックの動線、荷物を取り扱う人員の動線も考慮して設定してください。特に人員の動線については、各作業人員が交錯しないように設定をすると円滑に作業を進めることができます。

物資拠点エリア	エリアの機能
荷降ろしエリア	<ul style="list-style-type: none"> ● トラックから物資を降ろすエリア ● トラックの動線とあわせて設定する

仕分エリア	● 物資を保管や出荷する時に仕分けるために用いるエリア
積込エリア	● トラックに物資を積込むエリア ● トラックの動線とあわせて設定する ● 荷降ろしエリアと兼用することもできるが、荷降ろし作業と出荷作業それぞれに支障をきたさないような業務の設計が必要
一時保管エリア	● 食品など比較的保管期間の短い物資を出荷しやすい場所に、比較的長期で保管する物資は別倉庫などに保管すると物資の入庫や出荷が円滑にできる
転送品・ 仮置きエリア	● 他拠点に入庫すべき物資が到着したり、内容の確認に時間がかかると想定された物資を仮置きしたりするエリア
事務エリア	● 本庁との情報のやり取りをする機器の設置や、在庫の集計作業などの事務作業を行うエリア

第4節 必要物資の備蓄の確保

- 物資の備蓄については、内閣府の方針などでは、3日分の食料などが必要とされているなど、ある程度の量を備蓄することが求められています。
 - 必要備蓄量は、被害想定などを勘案しながら、当該地域の防災計画との整合性を取りながら検討してください。
- 備蓄の方法を検討する際は、以下の点に留意するのが有効です。
 - ひとつの地方公共団体だけで被災者全員分の備蓄を準備するのか、都道府県と市町村で分担するのか、自治会などの住民組織や家庭に役割分担を求めるのかなどを明確にすること
 - 備蓄拠点を設定すること
 - ◇ 備蓄拠点は物資拠点（集積所）と同一でも可能です。
 - ◇ 避難所は、避難者で混乱したり、他の機能にスペースが必要となったりするため、被災直後に必要となる物品以外は、避難所以外の場所での備蓄が望ましいと考えられます。
 - 出荷しやすいように仕分けて備蓄すること
 - 食品を備蓄する場合は、アレルギー対応などにも配慮すること
- また、協定を通じて流通備蓄も確保できると安心です。
 - 流通備蓄とは、流通段階にある商品を、災害時に備蓄品として活用するものであり、例えば長期保存ができず備蓄しにくいものを対象にしたり、あるいは更新費用や倉庫代を軽減したりする目的で用いる場合もあります。方法としては、地方公共団体が購入した備蓄物資を一般企業の流通ルートに乗せ、流通在庫の一部として一般企業

の倉庫へ備蓄する場合がありますが、地方公共団体の購入は行わず、災害時に供給し（代金は供給した場合に支払う場合が多い）、避難所などに搬送、被災者に支給する場合などもあります。

- 流通備蓄には、その備蓄品を地方公共団体が購入しているか、否かの2タイプがありますが、両者ともに発災時に確保できない可能性もあります。阪神・淡路大震災や東日本大震災でも「流通備蓄」の提携先だった企業の倉庫やスーパーなどが倒壊し、あるいは輸送ルート of 道路の損傷などで期待していた物資が届かない事態が発生しました。

【参考：千葉県における県と市町村の備蓄の役割分担例】

○県で備蓄している物資		○市町村で備蓄している物資（主なもの）	
物資名	数量	物資名	数量
発電機	488 台	乾パン	974,587 食
投光器	320 台	米	176,797kg
炊飯装置	415 台	インスタント麺類	1,000 個 (協 94,455 個)
ろ水機	手動式 10 台、エンジン付 53 台	主食缶詰	681,872 缶 (協 12,420 缶)
簡易トイレ	860 台	副食缶詰	326,506 缶(協 18,083 缶)
飲料水自動包装充填設備	11 組	水	237,038 l (協 643,745 l)
給水槽	組立槽 184 台、車載型 100 台	ローソク	29,757 本 (協 600 本)
担架	341 台	懐中電灯	6,888 本 (協 530 本)
救急医療セット	20 セット	毛布	235,913 枚 (協 6,100 枚)
毛布	56,800 枚	テント	551 張 (協 32 張)
防水シート	61,000 枚	担架	3,147 台
食糧	298,000 食	簡易トイレ	19,763 台
テント	10 張	浄水機	418 台 (協 30 台)
エアテント	55 張		
キャンドルセット	6,600 個		
入浴システム	5 セット		

注) 県備蓄は平成 20 年 4 月 1 日現在（市町村寄託を含む）、市町村備蓄は平成 19 年 4 月 1 日現在で、カッコ内は協定を通じて企業等の在庫から優先確保する備蓄の数量で、外数

【参考：仙台市における流通備蓄の見直し例（平成24年10月19日）】

仙台市では東日本大震災を受けて、流通備蓄数量の見直しを実施しました。

品目	見直し後の数量	これまでの備蓄数量
幼児用紙おむつ	26,000 枚	13,000 枚
大人用紙おむつ	4,000 枚	1,400 枚
生理用ナプキン	42,500 枚	14,500 枚
おしり拭き	118,000 枚	56,000 枚
トイレトペーパー	13,500 巻	（震災後に追加）

第5章 災害時の物資供給オペレーションの設計

第1節 災害時のオペレーションの重要性

- 担当者との役割分担や、関係者との協定締結をしていますが、被災時には混乱を来す可能性があります。防災訓練などの機会も活用しつつ、担当者ごとの業務の内容や、協定締結先などとの情報伝達や情報共有の方法についてあらかじめ検討、設計することが災害時に有効となります。

第2節 担当者ごとのオペレーションの設計

- 要請受付担当者、物資調整担当者、要請・調達担当者、集積所管理担当者、避難所物資担当者、車両手配担当者ごとに、どのような業務を行うかを設計します。
- 具体例として、「Ⅲ.支援物資業務の手引き」が挙げられます。この内容を参考に設計することをご検討ください。

第3節 情報伝達・情報共有の方法設定

- 地方公共団体の各担当者間、民間事業者、他の地方公共団体への情報伝達や情報共有をどのように図るかを決めておきます。
- 災害時は通信インフラが十分に利用できない可能性があるため、それを念頭においた方法を定める必要があります。
- 具体例として、「Ⅲ.支援物資業務の手引き」にて、情報共有を図るためのフォーマットを紹介しています。この内容を参考に検討してください。

第4節 発災時のプッシュ型の支援物資供給への対応

- 災害の範囲にもよりますが、特に大災害の発災時には、被害が甚大な場所を中心に、被災地の支援物資のニーズ情報が得られないが、ニーズの存在が予想される事態が発生します。この場合、被災地へ必要と見込まれる支援物資をニーズの確認を待たずに供給する場合があります。これがプッシュ型の輸送となります。
- 被災地から要請がなくても被災者数や引き渡し場所などの可能な限りの入手情報などに基づき、支援物資を確保し、供給することになります。支援物資供給をプッシュ型でもスムーズに行えるように、震災前から必

要な物資の種類や料を予測し、引き渡し場所などを検討し、事前に支援者と受援者で相互に把握しておく必要があります。

- 具体的には、物資拠点や避難所の位置、また、それら施設へ物資を届ける際の想定ルートや想定被災者数、必要になる物資の品目と数量などを整理し、震災前から国や都道府県などの物資提供者に伝達しておくことが有効になります。逆にプッシュ型の支援物資供給を実施する地方公共団体は、これらの情報を震災前から把握していなければ、スムーズなプッシュ型の供給が難しくなります。

第5節 地方公共団体から被災地への物資提供

- 被災していない地方公共団体が被災地へとプッシュ型の物資提供を実施する場合は、前節に記載したことに留意する必要があります。
- ついで、被災していない地方公共団体が域内から救援物資をとりまとめ被災地に提供する際には、物資のセット化を行わない場合には1箱内には1種類の物資を入れることや、可能な限り新品の物資を優先すること、食料品は日持ちのしないものは入れず賞味期限が十分にあるものとするを、地域内の人々や企業・組織に徹底するよう努めてください。これらの取り組みが被災地の仕分け作業などの負担の軽減につながります。
 - これまでの多くの災害では、1箱に多くの品目の物資が入っていたが、被災地では仕分け作業に従事する人員が確保できないために積み上げられるだけで放置された例、古着がほとんど使用されなかった例、食料品の賞味期限が過ぎて廃棄された例などが報告されていますので留意してください。
- また、送る物資には箱の外から物資の内容及び数量などが分かるようにすることも重要で、地方公共団体が地域内の備蓄を提供するような場合も、箱に記述がなければ箱の中身が一目で分かるように、物資ラベルを箱ごとに貼るなどの対応が有効です。
- さらに送る物資の詳細を記入した出荷連絡票を、事前に物資を送る地方公共団体に送ってください。これによって被災地側は受取の準備ができ、円滑に被災者へと物資が届きます。

第6章 維持管理・改善

第1節 定期的な確認が必要な項目

- 本編で記載した平時における準備事項（体制、協定、物資拠点、オペレーション）で検討した内容については、定期的な内容の確認と必要に応じた更新が必要です。特に、下表に示す事項については、常に更新しておかないと、災害時の支援物資供給を円滑に行うことができません。
- 支援物資供給業務は各地方公共団体の業務継続計画（BCP）があれば、その内容の一部と位置づけられ、具体的な記述はBCPに基づく手順書やマニュアルに記載されると考えられます。そこで、支援物資供給業務に関する定期的な維持管理・改善は、BCPの定期的な維持管理・改善の内容の一環とも位置づけて行うこととなります。

担当者の異動対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 物資供給に関する各担当者が異動した際には、その後任者の設定を忘れない
協力依頼先の担当者とその連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ● 協定の締結など災害時に協力を想定している主体について、担当者や連絡先に変更がないかを定期的に確認する ● 特に支援物資供給については業務毎の専門家の協力が重要なため、物流事業者側の担当者や連絡先は常に最新の状態にしておく
地方公共団体などの備蓄拠点の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 備蓄拠点の状況や備蓄品の消費期限などの状況は定期的に確認する
民間倉庫の利用状況、設備仕様変更の有無	<ul style="list-style-type: none"> ● 物資拠点として民間倉庫などの利用を想定している場合は、利用状況や設備仕様状況に変更がないかを定期的に確認する

第2節 維持管理・改善の方法例

第1項 維持管理・改善のタイミング

- 維持管理・改善を実施するタイミングとしては、少なくとも1年に1度は必ず行います。その他、地域防災計画・災害応急対策の策定や見直しに合わせて行うことも有効です。また、防災訓練において毎年もしくは隔年で支援物資供給にも焦点を宛てて維持管理・改善を実施することが有効です。特に職員や協力依頼先などの関係者の異動による見直しは速やかに実施することが災害に対応する上で重要です。

第2項 定期的な訓練による維持管理・改善

- 定期的な維持管理・改善の重要な方法の一つとして、訓練によって実際の災害を想定した対応を行い、準備事項として検討した内容が妥当な者であるか確認し、改善すべき内容を改めることが挙げられます。
- 訓練については、例えば下表に示すような訓練が挙げられます。

災害対応拠点の立ち上げ訓練	<ul style="list-style-type: none"> ● 発災直後を想定し、職員による災害対策本部の立ち上げ、物資拠点の設営を行うことで、体制面の不備や体制立ち上げ方法の課題を把握することができる
情報伝達・共有訓練	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の通信インフラの被災状態を想定し、事前に定めたフォーマットや連絡手段において、使用できる情報インフラのみを用いて円滑に情報伝達や情報共有ができるかを確認する訓練 ● 情報共有の仕組みやフォーマットの改善点を把握できる
輸送・配送訓練	<ul style="list-style-type: none"> ● 実際に疑似物資を避難所に配送したり、集積所での荷扱いを実際に行ったりする訓練 ● 物資の入庫、保管、出荷、輸送といった業務における課題を把握し、オペレーションの強化につなげられる

- 時間や費用の面で定期的な訓練が困難な場合、少なくとも定期会議の設定など、関係者が集まる場は用意してください。定期的に顔を合わせて災害への対応の役割分担や現状の対応状況を確認するだけでも、前節で示した内容の維持管理・改善が可能です。
- また、消費期限に考慮して定期的な備蓄品の入れ替えも行いましょう。その際は、災害時に出荷しやすいように、レイアウトを見直しておくとう便利です。見直す場合には、協定を締結している物流の業界団体や物流事業者などのアドバイスに基づいて実施することが有効です。